

令和6年度 第2回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和6年8月22日（木）午前10時00分～午後0時5分
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階会議室
- 3 出席委員 15名（50音順）
石渡委員、井手委員、井上委員、入澤委員、河西委員、岸委員、島村委員、鈴木委員、
田代委員、永合委員、廣瀬委員、山岡委員、山崎委員、山本委員、吉木委員
- 4 欠席委員 1名（50音順）
松村委員
- 5 出席職員
柏木福祉保健部長、小森福祉保健部次長（兼）生活福祉課長
＜高齢者支援課＞
鈴木高齢者支援課長、小暮高齢者支援課長補佐、神田地域支援係長、
林地域包括ケア推進係長、平澤介護予防生活支援担当主査、
伊藤相談担当主査、長岡在宅療養推進担当主査、正木事務職員
＜介護保険課＞
山下介護保険課長、矢島介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
小島介護保険制度担当主査、井上介護サービス係長、石井介護認定係長、
松本施設担当主査
- 6 傍 聴 者 0名
- 7 内 容
 - (1) 本日の会議について
 - (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況について
 - (3) 府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等について
 - (4) 令和6年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について
 - (5) その他
- 8 配付資料
資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿
資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
資料3－1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況
資料3－2 第9期計画より追加された事業
資料4－1 府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等について

資料４－２　＜参考＞府中市地域包括支援センター担当地区等の変更について【位置図（所在地及び担当地区）】

資料５　令和６年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について

９　全　文　録

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから第２回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、またお足元の悪い中、本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。はじめに事務局より本日の協議会の出席状況をご報告いたします。本日は現時点で１４人（※１人は遅れて出席）の委員にご出席いただいておりますので、協議会規則第四条第二項により会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、本日の傍聴希望についてでございますが、本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので、併せてご報告をさせていただきます。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

はじめに会議次第、

資料１　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿

資料２　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

資料３－１　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況

資料３－２　第９期計画より追加された事業

資料４－１　府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等について

資料４－２　＜参考＞府中市地域包括支援センター担当地区等の変更について【位置図（所在地及び担当地区）】

資料５　令和６年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について

でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本協議会の委員に１名変更がございましたのでご報告いたします。資料１をご覧ください。No. １０の公益社団法人　東京都府中市歯科医師会よりご推薦をいただく委員の変更でございまして、前任の米田委員に代わり、今回から本協議会にご出席いただきます山本　純一委員です。また、第１回協議会についてご都合により、ご欠席されていらっしゃいました委員がご出席いただいておりますので、各委員の皆様からも一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

（各委員が順次自己紹介）

○事務局　皆様、ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては廣瀬会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　それでは会議の方を始めさせていただきます。新しく委員に入ってくださいの皆様もよろしくお願いいたします。この会議は、積極的に発言をいただいている会議になります。府中市の高齢者の方のために、気になること、市民の皆さんのことを代弁する、また、ご所属のお立場からの視点で情報を提供いただくなど、気負わず積極的にご発言いた

できればというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。では、まずは前回の議事録を確定したいと思います。すでに委員の皆様には事前にメールで送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

○事務局 一度案を送付以降、委員の方から修正のご連絡はございませんでした。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、この場をもって前回の議事録を確定し、今後、事務局において、市政情報公開室や市のホームページ等で公開することといたします。続いてお手元の次第に従って記事を進めます。はじめに議事１の本日の会議について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは本日の会議についてご説明させていただきます。資料２をご覧ください。

こちらの資料については、前回の第１回協議会の資料９においてご提示している資料でございますが、内容に一部修正がございましたので、本日の会議内容と併せてご説明させていただきます。本日の会議の内容ですが、１点目に資料の左側、計画推進等協議会の上段、第９計画の進行管理といたしまして、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする第８期計画の最終年度である令和５年度の実施結果と第８期計画全体の総評、そして令和６年度から令和８年度までを計画期間とする第９期計画の実施計画についてご説明いたします。

２点目に資料の左側、地域包括支援センター運営協議会として、令和６年１０月に予定している圏域変更に伴い、名称等が変更となる地域包括支援センターについてご説明いたします。

続いて資料にはございませんが、３点目に令和６年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況についてご説明いたします。

最後、４点目にその他として次回協議会の開催等についてご案内いたします。また、前回ご提示した資料からの変更点については赤字でお示ししております。本日の議題として、計画の進行管理に係る文言を修正し、地域包括支援センターの名称変更等について追加したほか、令和５年度の地域包括支援センターの収支決算報告を第３回に、令和６年度の地域包括支援センターの事業中間報告を第４回で取り扱う議題として変更してございます。説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。本日は府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況について、地域包括支援センターの名称等について、そして令和６年度の介護保険料の負担割合証の状況について、委員からの意見を確認したいということでございました。それでは、事務局から説明がありました本日の会議についてご質問はございますでしょうか。

それではないようですので議事１は以上とします。

次に、議事２の府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況に

ついて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる事業の進捗状況についてご説明いたします。なお、この案件につきましては、計画に基づき事業を推進していくため、委員の皆様にご各事業の現状や計画を確認していただき、ご意見をいただきたいという趣旨のものでございます。資料3-1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業進捗状況をご覧ください。今回は第8期計画に掲載している全91事業について、各事業の主管課が行った令和5年度の実施内容の自己評価と、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第8期計画の総評及び令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画の実施計画についてご説明いたします。

それではページをおめくりいただき、目次をご覧ください。第8期計画では基本目標として1. 心と体が生き生きしている。2. 住み慣れた地域で暮らしている。3. 安心して暮らしている。次のページに参りまして、4. 必要な介護保険サービスを適切に利用できているという4つの基本目標に基づき、記載の91の事業を推進してまいりました。なお、評価は計画として記載した取組内容や数値目標に対する達成状況により判断しており、◎、○、△、×の4段階で表すこととしております。次のページにお進みいただきまして、ページの下に番号を振ってございますが、1ページをご覧ください。はじめに、各事業の見方でございますが、上段に事業番号や第8期計画に掲載されているページ、担当部署、事業名などが記載されています。中段の計画欄には、令和3年度から5年度における各事業の計画内容、その下の実行欄には各年度の実施結果、その下の評価欄には担当部署による自己評価を○、△などの記号で示し、総評欄には第8期計画全体の総評を同じく記号で示しております。矢印の下第9期には、令和6年度から8年度までの計画期間中の実施計画を記載しております。

ここから先は、基本目標ごとに数点ずつ、ポイントとなる事業を中心にご説明いたします。17ページをご覧ください。まず、基本目標の1「心と体がいきいきしている」の分野でございます。事業番号17 介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化について、令和5年度の実績は「実行」欄に記載のとおりです。令和5年度も新型コロナウイルスの影響が続いた中ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、コロナ禍において行っていた教室等の参加人数の制限を解除したことや、併設の保育園との交流事業が徐々に再開できるようになったこと、高齢者からのニーズが高いスマートフォン関連の教室等の充実を図ったことが大きな要因となり、すべての項目において前年度実績を上回ったことから評価は○とし、総評も○といたしました。第9期計画においては、介護予防の拠点施設として、施設における講座や教室利用者の増加に取り組むとともに、ボランティアの育成や介護予防事業従事者のスキルアップに取り組むことを計画しています。

続いて、29ページをご覧ください。事業番号29 地域リハビリテーション活動の推進（新規）でございますが、令和5年度の実績は実行欄に記載のとおりです。各地域包括支援センターへの派遣回数が令和3年度から徐々に増加していること、令和5年度よりケアプラン作成時のアセスメント補助としてリハビリ職の同行訪問を開始したことから、評価及び総評を○としました。第9期計画においては、介護予防講座等への派遣だけでなく、

計画的に通いの場へ出向き、地域でのフレイル予防に取り組みます。また、予防プランに関するケアマネジメント能力の質的向上を図ります。

続いて、38ページをご覧ください。続きまして、基本目標の2「住み慣れた地域で暮らしている」の分野でございます。事業番号39 生活支援体制整備事業の推進について、令和5年度も第1層1名と第2層11名の合わせて12名の生活支援コーディネーターを配置し、文化センター圏域ごとに活動している住民主体の活動である「わがまち支えあい協議会」への支援等を通じて生活支援体制の整備を推進し、次のページに移りまして、評価及び総評は○としました。第9期計画においては、引き続き生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握及び解決に向けた取組を計画しており、わがまち支えあい協議会の活動等を通じて把握した課題を整理、分類し、全市的な課題を1層の協議体であるこの計画協議会に上げられるように、関連する各会議体の見直しも検討してまいりたいと考えております。なお、そのために、今年度より各地域包括支援センターにも1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、市全体で計23名体制としています。

続いて、40ページをご覧ください。事業番号40 医療・介護・福祉関係機関の連携構築について、令和5年度は医療・介護の多職種を対象とした研修会を2回開催し、合計200名以上の方にご参加いただいたほか、在宅医療・介護連携会議や、地域包括支援センターと他機関との情報交換会を前年度以上に開催したことから、令和5年度の評価及び総評は○としました。第9期計画においても引き続き、在宅医療・介護連携会議等を通じて医療・介護の専門職の意見を確認しながら、現状の把握と課題の抽出を行うとともに、関係機関のネットワークの構築を推進してまいります。

続いて、57ページをご覧ください。続きまして、基本目標の3「安心して暮らしている」の分野でございます。事業番号58 避難行動要支援者体制の整備について、災害時要援護者名簿への登録の推進、自治会との協定の締結、自主防災連絡会等で地域防災に関する協議など、各課で支援体制を構築し、令和3年度から5年度にかけて実行欄の実績が上昇していることから評価及び総評は○としました。なお、「災害時要援護者名簿」は、第8期計画期間中に名称を「避難行動要支援者名簿」に変更しておりますが、資料では、計画作成時点の「災害時要援護者名簿」の名称で統一して表記しております。また、第9期計画においては、引き続き自治会との協力体制の推進や自治会等における安否確認や避難誘導の仕組みづくりの支援を計画しています。現在、要支援者に対する個別の避難計画の作成を検討しており、有事の際の具体的な動きを確認できるよう取り組みを進めています。

続いて、70ページをご覧ください。事業番号73 地域包括支援センター機能の充実について、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、地域包括支援センター同士の情報共有の機会のため、地域包括支援センター長会議や地域包括支援ネットワーク担当者連絡会など、市と市内11か所の地域包括支援センターの担当者が集まり、情報共有の機会を設けました。地域包括支援センターの職員の負担減のため、当初の計画よりも開催回数は減っていますが、市と地域包括支援センターで十分な情報共有が図れているため、評価及び総評は○としました。第9期計画においても、センター長会議や職種別の連絡会の開催により情報を共有し、地域包括支援センター機能の充実を計画しています。

続いて、79ページをご覧ください。続きまして、基本目標の4「必要な介護保険サー

ビスを適切に利用できている」の分野でございます。事業番号 8 1 居住系サービスの基盤整備について、令和 3 年度に事前相談のあった有料老人ホーム 2 施設が開設し、令和 4 年度に公募選定した、認知症高齢者グループホーム 1 施設への補助金を交付したため、評価及び総評は○としました。第 9 期計画においては、事前相談状況についての回答や特定施設の指定に関する意見を求められたときなど、東京都と情報連携するとともに、公募等により認知症高齢者グループホームを 1 か所整備する計画です。

続いて、80 ページをご覧ください。事業番号 8 2 介護保険サービス利用料等の軽減について、低所得者の介護保険サービス利用を支援するため、介護サービス利用料の軽減事業と社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減事業を行ったところ、ともに令和 4 年度を上回る方に対して適用することができました。そのため、評価及び総評は○としております。第 9 期計画においては、低所得者が利用する在宅介護サービスや、特別養護老人ホーム（社会福祉法人）の利用料の一部を市が助成することで、低所得者が介護サービスを利用しやすくなるように経済的な支援を計画しています。

最後に、一番後ろにございます。A 3 の 90 ページ及び 91 ページをご覧ください。この資料は、第 8 期計画の事業評価一覧で、計画に位置付けた各事業の令和 3 年度から令和 5 年度の評価を比較・確認できるようにまとめたものでございます。参考にご覧ください。

総評としましては、91 ページの右下をご覧ください。計画以上に進行できている◎が 11 件、計画通りに進行できている○が 72 件、計画にやや遅れが生じているものの概ね進行できている△が 17 件、計画に遅れが生じている×が 1 件となっており、第 8 期計画の 91 事業のうち○以上の評価をしている割合が約 80% となっています。このことにより、第 8 期計画としては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、事業の実施方法の変更を余儀なくされましたが、ほぼ計画通りに進めることができたと評価しております。

続いて資料 3-2 をご覧ください。こちらは、第 9 期より追加された事業について、事業の内容と令和 4 年度実績、令和 6 年度から 8 年度の計画をまとめたものです。主なものとしては、表面の上から 2 つ目、事業番号 7 「高齢者のデジタルリテラシーの向上」として、高齢者の情報通信機器への理解を深めるための事業や、表面の一番下、事業番号 49 「多機関連携による介護者支援の充実」として、ヤングケアラー等の多機関で対応に当たるべきケースを関係機関で連携し介護者をサポートするための事業を追加しております。第 9 期計画の各事業の進行管理は随時行い、本協議会に対する報告は今回と同様に年 1 回を予定しています。第 8 期計画から継続している事業の継続、また、評価が△以下だった事業及び第 9 期計画から追加された事業の着実な推進を目指してまいります。

以上で、計画に係る事業の進捗状況の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から第 8 期の府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における 4 つの基本目標に紐づく 91 の事業の進捗状況のうち、主だったものを中心に説明していただきました。

先ほどの資料の最後のまとめにあるように、ほぼ計画通りに進めることができたとの評価をしているとのこと。それでは、今の事務局からの説明を受けて、委員の皆様から

のご意見、ご質問を受け付けたいと思います。この案件につきましては、計画に基づいて事業を進捗していくため、皆様に各事業の現状や計画を確認していただき、次に進めるためにご意見をいただきたいという趣旨のものでございます。何かございますでしょうか。

○委員 膨大な計画を頑張っていると思いますが、2点質問です。事業番号29のリハビリテーション活動の推進計画についてです。具体的な事業内容を存じ上げないのですが、地域包括支援センターにリハビリの指導をする方を派遣していただいているということで、その地域の高齢のリハビリを希望する方に提供するという趣旨なのかを教えてください。介護保険の要支援だといわゆる介護予防の取組という形になるので、それに当たるのか、それとも別立てでこういう事業をされているのかを教えてください。

2点目は、事業番号73の地域支援体制の充実に関して、私は現場で医療をやっていて、介護等を進めている立場からすると、介護事業者の方々は感じているかもしれませんが、ケアマネジャーをはじめ、人員がだいぶ厳しくなっていて、ケアマネジャーを探すとなると、隣の多摩市のケアマネジャーが選任されたり、あるいはケアマネジャーが決まらず計画が少し遅れるような事例があったりしました。各センター長と府中市で話し合いをされていると思うのですが、将来的に介護を担う地域包括支援センターや民間の介護事業所といった介護を進める人員の確保に関して具体的な取組があるかを教えてくださいたく手を挙げました。

○会長 ありがとうございます。では、事業番号29と73について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 事業番号29番の地域リハビリテーション活動の推進の具体的な事業内容に関して、基本的には、地域包括支援センターで行っている介護予防講座や地域交流ひろばといった高齢者の皆さんが集まっていられる場所にリハビリテーション職、理学療法士や作業療法士などに出向いていただき、そこで集団指導という形で、ポピュレーションアプローチをするような形で行っております。具体的には、今の時期ですと熱中症に対してどのように普段気をつけたら良いかや水分量の確保、あるいは栄養に関する話をさせていただいております。会場によってはフレイルチェックを簡単にさせていただき、その上で個別にご相談したい方がいれば、時間が許す限りアドバイスしております。また、ケアプランに活かしてもらうという趣旨で、ケアマネジャーが利用者をアセスメントする際にリハビリテーション職に同行訪問してもらい、多職種で対応することもしております。その中で短期集中予防サービス事業に該当する方がいればつないでいただくというような流れを作っているところです。

○事務局 2点目の事業番号73に関して、介護人材の確保というところでありましたので、介護保険課から回答させていただきます。まず、委員がご指摘いただいておりますとおり、昨今の介護人材の不足している状況というのは課題ということで、本市の方でも承知をしております。また、全国的な問題であります、本市においても同じような課題が出てきているというところは認識しているところです。これに当たり、市内の居宅介護支

援事業所の連絡会と地域包括支援センターの数名の方と話し合いをする中で現状の課題の把握とそれに対してケアマネジャーが不足しているという状況に対して、何か少しでも課題が減らせられるような対策ができないかという話し合いを昨年度から始めております。課題や解決策について引き続き話し合うことで、少しでもサービス利用者に支障がないようにできればと考えておりますのと、介護保険課において、今年度に介護支援専門員の一部の研修に関する補助事業を実施する予定で進めています。

また、もう一点、人材不足の関係の対策として、今年度に事業所に対してアンケートを実施しております。その結果を受けて、現場の状況や介護人材の不足に関して何が課題となっているかを把握しつつ、施策を検討するよう進めているところです。

○委員 ありがとうございます。わたしの印象ですが、頑張っていて抱えすぎてしまい調子を悪くしてお辞めになるというケアマネジャーが多いです。徐々に負担が多くなっているように思っています。また、セクハラやパワハラといったものも多分出ていると思います。行政もケアマネジャーを守っていけるような仕組みを作っていただければありがたい。困っていたら相談に乗るといような形が取れたら、とてもありがたいなとは思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。コロナで大変だった時期を乗り切ってまた再始動ということで負担やストレスを感じられている方がいると私も聞いております。府中市ではケアマネさんに対する支援は、こういったことをされていますでしょうか。育成だけでなく、フォローアップのような支援について少し教えていただければと思います。

○事務局 ケアマネジャーの支援についてですが、居宅介護支援事業所の連絡会に出席することによってケアマネジャーと課題の情報を把握するとともに、市の方から必要な情報提供を行う形をとっています。その場で出た課題に対し、市の見解を示すとともに、より現場の方たちが働きやすいような体制を作っていくようにしております。また、年に数回、ケアマネジャーに対する質の向上やその時期に応じて必要な研修等を行うことで、スキルアップ等でも貢献しています。

○事務局 ケアマネジャーへのフォローアップについて、ケアマネジャーの支援をする業務を地域包括支援センターが担っております。具体的には、個別の事例において、ケアマネジャーが困った際にご相談いただき、一緒に動いているほか、ケアマネジャーに集まっていただくサロン活動を各地域包括支援センターごとに実施しています。そのサロンにおいて、必要な情報提供やケアマネジャー同士の情報交換をしていただくことで、知識の習得等につなげていただいているところでございます。なお、取り上げるテーマにつきましては、各地域包括支援センターで企画をしているところではありますが、先ほど委員の方からもご意見があったハラスメントについてのテーマを設けてケアマネジャー同士で情報交換をするなどという事例も出てきているところでございます。

○会長 ありがとうございます。実施したアンケートから意見を吸い上げて、それを実

行に移すようによろしくお願いいたします。

○委員 私ども府中市市民活動センタープラッツ、同じフロアにあります府中市多文化共生センターD I V Eというのを受託して運営しております。私が拝見して気になったのは外国人住民の介護のニーズや認知症が疑われるような外国人の高齢者も最近目にするようになってきたので、そういった外国人への取組が一つの項目として作ることができないかということとが気になっているところです。府中市の人口の6, 0 0 0人超が外国人になっていて、さらに増えているような実感があります。ご本人が高齢化している例や高齢者の奥様が外国人であって、訪問介護の事業所が奥様にうまく説明ができないといったことも出てきています。また、難民で入っていらっしゃった方が高齢の親も呼び寄せたりしています。その親が、今は医療につながっていますが、ゆくゆくは介護となった際に、外国人住民の方が、介護サービスについてあまり認識していないように感じます。

また、介護保険料の支払いなどについてもあまりご存じでないということがあります。そのあたりが多文化共生センターD I V Eまで来てくれる人が相当少なく、いろいろな地域に外国人の方がいらっしゃると思いますが、そういった方々のニーズをどのようにコーディネートしていくかということがすごく必要かなって思います。そのあたりで皆様方が把握している現状がありましたら、教えてほしいです。また、今後どういう取組ができるか見解がありましたら教えてほしいと思います。

○事務局 外国人の方への対応というところですが、第8期計画の事業番号84 多様な媒体を使った分かりやすい情報の提供に含まれるものと捉えておりますが、現状で多言語対応した情報発信が十分にできているかという点、そうではないと認識しております。今後、外国人の方もますます増えていくことが想定できますので、検討は必要なものと考えております。なお、個別の方の支援という点で申し上げますと、地域包括支援センターや市が、個別の困りごとに対応する際に言葉の壁があり適切な支援の難しいケースがあった場合、市の内部でその言語を得意とする職員に協力を求めて一緒に対応するなどの工夫により、こちらから伝えたい内容が相手の方に伝わるように、また相手の方が求める内容が支援者側で正確に捉えられるよう対応しています。

○事務局 介護保険課からも1件ケースがございましたのでご説明させていただきます。介護保険料や介護サービスの提供に関して、ウクライナから非難されている高齢者の方がいらっしゃいます。配偶者の方が日本の方なのでその方を介して介護サービスのご相談を受けたことがございます。一つの窓口ですべて対応することが難しい場合もありますが、ご相談を受けた際には、適切に対応させていただいているところでございます。

○委員 例えば、今後に向けて連携ネットワークを強化するというような必要性はあまり感じていらっしゃらない状況でしょうか。

○事務局 今回、ウクライナから避難されている方に関して試行錯誤しながら、対応を検討したところがございます。こういった経験を踏まえながら、市内にいる外国人の方や高

齢者などに、こういった媒体を通してご案内すれば効果的かを検討してまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。そのほかにもございますか。

○委員 資料３－２の事業番号４９に多職種連携による介護支援の充実というところで、ヤングケアラーという単語が出てきていますが、府中市でヤングケアラーの実態把握をされているのか、また、その把握するための仕組みを教えていただきたいのと、把握している数値がもし出ているようであれば教えていただきたい。また、それに対する対策があれば、少し教えていただきたいなというふうに思います。

○事務局 ヤングケアラーについて、市としては日本財団と協定を結びまして、一般社団法人ケアラーワークスの方に、ヤングケアラーの支援をお願いしております。昨年度、市の実態調査をしておりまして。小学校５・６年生と中学生、高校生に実態調査を行い、その結果を冊子にまとめております。市の管轄の部署としては、子ども家庭支援課がヤングケアラーのことは管轄している部署になります。市ではヤングケアラーのネットワーク会議というものを昨年度からやっております、昨年度に実態調査、今年度は関係機関向けのガイドブックを作成するという事で、定期的にネットワーク会議を実施している状況となっております。

○委員 ヤングケアラーの連絡会とありますが、連絡会の構成員は高齢者支援課、介護保険課、子ども家庭支援課、教育の部署、障害者の部署、貧困などの様々な部署が入っている上に、私も市民団体の立場で入っていて、そのほかにも子ども食堂といった市民の方々も入っていて、いろいろ意見を取り上げてくれている会だと思います。今年はそのガイドブックを作成して、支援する体制を整えていこうと動いています。先日、介護保険で家族がいたら生活援助はできないというようなルールに関する話題が出ました。これだけ多くの関係者が集まっているので決まったやり方に固執するのではなく、各課が柔軟な対応をとって、ケアラーにとって何が一番良いのかを考えていただけたらなというふうに思っています。

○会長 ありがとうございます。すごく重要な課題ですので、第９期計画から追加するという流れになっていたかと思いますが、その辺について何か事務局から補足がございすか。

○事務局 確かに現状で介護保険であると、原則として家族の方がいると使えないサービスがありますが、一方で家族がいるから絶対に使えないというのではなく、ご家族の状況に合わせて必要なサービスを使っていくものになっております。個別の状況に応じて、例えば介護保険のサービスであれば、介護保険課や関係課と連携と協力をしながら、それぞれの方にとって必要なサービスが使えるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。その他に、ケアマネジャーの人材不足、またヘルパーは本当に危機的だと思います。ここには生活支援ヘルパーを引き続き派遣していくとか書いてありますが、現実問題本当に難しいと思っています。そのあたり何か対策を考えていらっしゃるかっていうのをお聞きしたいです。

また、昨年認知症基本法ができて、今後の認知症施策について、新しい認知症観が広がってきているため、本人を守るという視点だけでなく、本人と一緒に生きていくというような姿勢を持っていただきたいと思います。

また、情報発信のところで去年も申し上げましたが、ケアプランの自己作成について書かれていないのです。この制度を利用するかしないかは本人の判断ですが、選択肢としてあるという情報を市民に届けてほしいと思います。

○事務局 1点目のご質問をいただきましたヘルパーの人材に関しても、先ほどのお話にあったケアマネジャーの人材と同じく課題であるということを認識しております。人材対策を考えるに当たって、ケアマネジャーだけでなく、介護職の方たちについての対策も同時に検討していく必要があると考えており、ケアマネジャーに限らずアンケートをとっているところでありますので、介護現場の方からの意見や課題などを吸い上げていく中で、本市として介護人材の充足ができる対策を、引き続き検討していくところでございます。また、引き続き、介護サービス事業者への研修を実施することによる質の向上や現場の管理職向けのより良い事業運営を行えるようなテーマを扱ったような研修を実施していくことで、介護現場が少しでも働きやすい環境を作っていけるように引き続き取り組んでいきたいと思っています。

○事務局 続いて、2点目の認知症の関係についてお答えさせていただきます。認知症につきましても、新しい認知症観が広がっていると委員のおっしゃられた通りでございます。認知症があってもなくても、地域で生活及び協働できるまちづくりを進めていくにあたり、本市では以前より認知症サポーターの養成というものに取り組んでおります。認知症について正しく理解し、何か特別なことをするわけではありませんが、見守っていただき、できる範囲でお手伝いをしていただけるような人を育てていくという趣旨のものになります。こちらは全国キャラバン・メイト連絡協議会で作っているテキストなどを活用して講座を行っているところになります。そのテキストの内容が昨年度見直しがされているところでございますので、それらを活用しながら、認知症についての理解がある市民の方の育成に取り組んでまいりたいと考えております。また、本人発信についてでございますが、今年の1月に認知症基本法が施行され、そちらに本人発信や認知症のあるご本人のご家族の意向を確認していくことが重要なポイントとして書かれています。この法律では、国や東京都が作成する計画に基づいて、市でも認知症関連の計画を作成するということが示されております。本市におきましては、次の高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画にその認知症計画を盛り込んでいくというところを想定しているところになりますが、現在国がその計画策定に着手しているところでございますので、その内容も踏まえながら市の計画を作成し、かつその中で本人の情報発信、本人やそのご家族の意向の確認についても、さらに進めていきたいと考えております。

○事務局 続きまして、3点目のケアプランの自己作成について回答させていただきます。委員のおっしゃられたとおり、ケアプランの自己作成に関しての周知が広く行われていないという現状があるのは間違いないところでございます。介護保険課において、今後の制度周知について、引き続き検討していく必要があると認識しております。ケアプランの自己作成を実際に利用するに当たって、その仕組みや内容を理解してもらうための周知や体制といった土台作りのところから引き続き検討していきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。ケアプランの自己作成に関しては、自己決定支援とも関連するところもありますので、その制度とかもううまく使いながら、今後も議論を深めてまいりたいと思います。

○委員 2件あります。事業番号33の高齢者自立支援住宅改修給付がもともと令和元年の35件あったものが令和5年になるとの5件になっている点と同じく、事業番号46番のバックベッドの整備を見たところ令和5年度の件数が2件いったところで、かなり重度の方が自宅で介護を受けられている影響もある中で、もし縮小の方向性であれば、減らしていくということだと思いますが、利用しにくいことが原因なのであれば、利用しやすいものを考えていかななくてはならないかと思います。

あと、事業番号36、37について、このサービスの中でおむつの支給や福祉タクシーに関しては要介護3以上の方が利用できるということですが、それ以外は65歳以上という条件があるため、65歳未満の方たちが利用できないような現状になっています。これに当てはまらない。それこそ65歳未満の方たちに対しての支援を、市の方では何かこうお考えになっているものがあるのか教えていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。2点ご指摘がありました。利用の仕方の問題なのか、またその周知の問題なのかという点と、65歳未満の方の利用できるサービスについて何か支援があるのかということについて、事務局からお願いします。

○事務局 まず、1点目の高齢者自立支援住宅改修給付の件につきまして、委員のおっしゃるとおり、令和元年度の実績が35件に対し、令和3年から令和5年にかけて減少している理由をご説明します。まず、自立住宅改修は大きく2つございまして、1つは、要介護認定がついた方が対象となる設備給付というもの。もう1つは、要介護認定が非該当と出た方が対象となる予防給付というものがございます。設備給付の具体例として、トイレを和式から洋式に変えるものや車椅子の生活に変わったことによって、洗面台を改修するもの、または浴槽が高くてまたげないので交換するといったものがあります。資料にあります令和元年度の数字は、この制度を見直す前の数字になっておりまして、見直す前は、要介護認定がついた方も非該当となった方のどちらも設備給付が利用できていたため件数が増えているものです。実は元気で予防にも行けるけれども、浴槽交換をしたい方が若干数いたため制度を見直しまして、設備給付につきましては、介護の認定が要支援以上の方にと、非該当の方については、設備給付は利用できないような形に制度を見直したこと、また、見直しの内容として、令和2年度から作業療法士を雇用し、住宅改修が

必要なものか、他に福祉用具も検討もしているかなども踏まえるよう、審査体制もレベルアップを図っています。さらに、令和4年の8月以降に、流し台及び洗面台を除く浴槽などの設備給付は、介護保険の住宅改修を使い切っていない段階で自立支援住宅改修を使わないように、まず優先としては介護保険の住宅改修の給付費を使っても足りない場合に、自立支援住宅改修を使うよう見直した結果、件数が減っているところです。令和5年度の5件という実績につきましてこの3年間と比較しても少ない結果ですが、令和6年度は現時点で6件程度の実績があることや相談自体はそのほかにも複数件あったことから、結果として5件になってしまっただけと認識しております。

○事務局 続きまして事業番号46のバックベッドの整備に関してお答えさせていただきます。バックベッドの事業に関しまして、令和3年から5年にかけて4件、6件、2件と数が少ないような状況ではありますが、お問合せはたくさん来ている状況です。その中で、最終的にはバックベッド事業を使わずに、個別で病院とうまく連携が取れて入院できたというケースもあり、必要な方には対応できている認識でございます。ただ、普及啓発が充分かと言われますと、いろいろな形で関係課や市民の皆様にお伝えしているような状況ではありますが、まだ周知が不十分な部分もあるのではないかと考えておりますので在宅療養を推進するためにこの事業の普及啓発をこれからも行い、必要な方が必要な時に使えるような対応をしてまいりたいと考えております。

○事務局 続いて、事業番号36番に関して、要介護3以上の方を対象としているものと65歳以上の年齢要件があるということになっていますが、委員がおっしゃるとおり、要介護2以下の方につきましても、おむつを使っているという現状を把握しているところです。しかし、限られた財源の中でより重度の方を優先にしているところで要介護3を一定の線引きとして設定しているところです。なお、おむつ支給、車椅子福祉タクシーと寝具乾燥の要介護3以上の方が使えるこの3事業ではありますが、要介護3以上の認定が出てさえいれば第2号被保険者も、利用の対象にはなっています。

続いて、事業番号37につきまして、65歳以上の方を対象とし、64歳未満の方について検討していないかどうかということですが、こちらの事業につきましては介護保険サービスのいわゆる横出しのサービスというところがございます。まず、介護保険の申請をしていただく、もしくは近日中に申請予定の65歳未満の第2号被保険者も含めて介護保険の申請を行っていただく中において、すぐに暫定プランで利用が開始できない場合に最長3か月を限度として、一時的なサービス利用として導入させていただいています。

例えば、末期がんの方でこれから申請するというような方につきましては、原則65歳以上とはなっておりますが、結果が出るまでに時間を要してしまう方については、こちらの事業番号37の事業でも対応させていただいているところがございます。

○委員 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にこれだけサービスがあり、5年度までの91項目の事業を進めていただき、かつこれだけの膨大な報告書を作っていただいたこと、非常にご苦労様でしたと言言いたいと思います。全体的な話として各事業を評価さ

れておりますが、これはあくまで自己評価ということで、最終的な評価はこの協議会が行うのでしょうか。それが1点目です。それと評価が×で残念ながら計画に遅れが生じている事業が1点ございました。これを次どうしていくのかというのが見えなかったのでお聞きしたいです。方向性としてその事業として進めていくのか、それとも新たに何かを考えるのか。最後に、事務局にお願いですが、この膨大な資料を見るのがすごく大変でして、この協議会の資料が多分ホームページかなんかでも報告されると市民が見るのは大変じゃないかなってというのが一つございます。できれば概要版みたいなものを一つつけていただいた方が、市民に対する情報提供にもなるかと思います。

○事務局 1点目の計画の評価についてでございますが、この計画の評価につきましては、本日資料でお示しをさせていただいている各担当課の自己評価したものが最終評価となります。従いまして、この協議会でご議論いただいた結果が最終の評価となるというようなものではございません。ただし、こちらの協議会でご報告をさせていただき頂戴したご意見につきましては、各担当課とも共有し、対応可能な部分について反映し、次年度以降の評価がより適正なものになるように努めさせていただいているところでございます。

続いて2点目に、×の評価がついたものというのが資料3-1の48ページの事業番号41、ワークライフバランスの推進というものになります。こちらにつきましては、計画していた講座の開催ができなかったことに加え、この講座を開催できる団体が1団体しかおらず、その団体のご都合によって左右されてしまうという現状がある中で、×という評価を担当課でつけたものでございます。第9期計画においては、介護者への情報提供という形で第8期計画と変わった形での記載をさせていただいているところですが、第9期計画を作るにあたり、より広範な取組となるようにしたいという考えのもと、ワークライフバランスに限らない情報提供という観点で見直しをさせていただいたものでございます。第9期計画の事業番号46、介護者への情報提供につきましては、こちらだと記載が充分ではないのですが、おとしよりのふくしという情報誌の発行や市のホームページを使って周知をさせていただいております。介護者の方といっても年齢層がまちまちで紙媒体のものが見やすい方、またはインターネットで検索する方が見やすい方など多様な媒体で情報の発信ができるような取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に3点目の資料の量が膨大なので概要版が作成できないかという点についてでございますが、こちらは資料の内容によって概要版が作成できるものとできないものがあるかと思います。見る方にとって内容を把握しやすいものというのは大変重要な観点と捉えておりますので、実現について検討してまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。いつも膨大な資料を作成していただき、事務局に努力していただいて前回の第8期計画の時も、この協議会の中で率直な意見をいただいて、それを踏まえて内容を検討していただくという作業を繰り返しておりましたので、事務局も各部署と調整してくださっているというふうに、府中市の姿勢をいつも感じるところでございます。私も会長といたしまして、意見できることはどんどん指摘して、お互い良いものを作っていけるように、努力してまいりたいと思っております。

○委員 3点ほどですが、先ほどの件について追加のようになりますが、ワークライフバランスの関係について、介護者への情報提供という形に変えていくというところだったと思いますが、介護と仕事との両立ですとか、さまざまな面で必要になるというふうに思いますので、ワークライフバランスの推進のところを何かしらの形で残していただけると良いと感じました。

2点目に、事業番号58番 避難行動要支援者支援体制の整備に関して、コロナ禍もありつつ要支援者の名簿の搭載について自治会をはじめ参加しているところが増えてきているという印象ですが、何か推定でも良いので、その災害時要援護者名簿の対象者がどのくらい市内でいるのかが見えるとより良いと思いました。作成した名簿を安否確認に使っていくものかと思いますので、実際に各自治体において安否確認等の実施状況などを把握しているのかが評価の1つの視点になるかと思いますので、そのあたりの状況をお聞きしたいと思いました。また、自主防災の仕組みをいかに平時に広げていくかというところが、今後の災害対策に非常に重要かと思いますので、その部分の実施状況や仕組みづくりについて今どのような取組をされているのかをお聞きできればと思いました。

3点目に先ほども話題になりました。事業番号21のリハビリテーションの関係ですが、令和5年度の実施状況をお聞きしましたところ、理学療法士さんの同行訪問を新設されていて、それによってそのアセスメントの質が向上したということであれば、計画通りというより、◎とかにしてもいいのではないかというふうに感じました。

○事務局 まず1点目のワークライフバランスの件について、第9期計画においては、事業としてはその単語は出てこない形になっていますが、要素としては、先ほどのご説明で申しあげました事業番号46で、介護者への情報提供のほか、介護者への交流支援というような事業も挙げておりまして、そちらの中で推進していくものというふうに捉えております。引き続き、ワークライフバランスを担当しております多様性社会推進課と連携をとりながら推進してまいります。

続いて2点目の避難行動要支援者の関係について、この避難行動要支援者名簿の対象要件に該当する方のうち、どのぐらいの方が実際に名簿に登録しているかという数字でお答えさせていただきます。こちらですけれども、名簿につきましては、おおむね9,000人前後の方が登録しているところでございますが、一方で対象要件に該当する方というのがおおむね25,000人ほどで、割合といたしましては4割弱ぐらいの方がご登録いただいている状況でございます。

続いて、各自治会等での安否確認の実施状況についてですが、こちら何か把握する仕組みがあるわけではないですが、最近の例であれば、令和元年度の台風19号で多摩川が氾濫する寸前まで行った事案の時ですが、その際に各自治会にアンケート調査を実施しておりまして、実際どのような安否確認が行えたのか、または行えなかったのかという項目を調査させていただいているところでございます。次に自主防災の関係ですけれども、府中市におきましては、各文化センター圏域に自主防災の連絡会を設置しております。そこにご参画いただいている地域の自治会、民生委員や地域包括支援センター等で対応の協議を進めているところでございます。各圏域で、どのような検討が行われているかという詳細について、本日担当課がいないのでお答えすることができず申し訳ございません。地域によ

って多少の差は出ているものの、おおむね順調に議論ができているというふうに伺っているところです。

○事務局 最後の地域リハビリテーション活動の推進に関して、ご意見をいただきありがとうございます。実施内容は、自信を持って、貴重なことをしていると思っているところですが、予算との比較で言いますと回数が少なくそういった観点からも○と評価しております。地域包括支援センターの職員から依頼を受けてリハビリテーション職と一緒に訪問するのですが、地域包括支援センターの方から見ると、使いづらい、分かりづらい部分があると感じておりますので、もっと使いやすくなる仕組みを考えてまいりたいと思います。

○委員 先ほどの避難行動要支援者名簿のところですが、先ほど事務局からのご説明で、今後、個別の避難行動計画を作っていくという予定だとお聞きしたので、具体的にどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。自治会さん等からは名簿に載っているが、どう助けて良いのかわからないという悩みをお聞きしていたので、進め方を教えていただきたいです。

それと、事業番号39 生活支援体制整備事業のところですが、段階的に事業を進めていって、ようやく全市的にコーディネーターが配置されたというところで、評価が○という点は、私も同意見です。今後のところで今年から地域包括支援センターにも生活支援コーディネーターが配置されて、総勢23名になったというところで、かなり充足されたと思うのですが、実際この23名をどう役割分担して住み分けしていく方向なのかをお聞きしたいと思っております。

最後にもう1点、69ページの事業番号72 認知症の方の見守り体制のところだと思いますが、新しい見守り体制の検討をされているというところで、評価が○なのかなと思うのですが、ここをどのように進めていращやるのか、他分野との連携も含めて検討していくということで、評価が○なので、どう進めているのかお聞かせください。

○事務局 まず、1点目の個別避難計画の進め方の考え方でございますが、市としましては、約9,000人いращやる名簿登録者のうち、要介護3以上の方が約500名います。こちらの方々に関する計画を優先的に作成していこうと考えています。実際の作成については、この要介護3以上の方々と普段からやりとりのあるケアマネジャーの方々に作成を依頼するという手法を現在考えておまして、今年度中に試行的に何名かにご協力いただき、実際に計画作成までの一連の流れを経験していただいて、課題などを解消して、早ければ来年度から本格的に実施してまいりたいと考えております。

○事務局 続きまして、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの役割についてですが、社会福祉協議会の方では、地域福祉コーディネーターの兼任という形で実施しており、わがまち支えあい協議会の運営のサポートというところで、コーディネーターに入っております。あとは地域のサロンの立ち上げ支援、担い手の育成や資源開発といったところも、引き続き社会福祉協議会の方でやっていただきたいと思います。そして、地域包括支援センターのコーディネーターは、よりケアマネジャーに近い場所に

いると思っております。地域のインフォーマルサービスをプランに反映できるように、ケアマネジャーと連携して進めていくような身近な存在になっていただきたいと思います。現在、考えている役割はこのように分けておりますが、明確にどちらかに住み分けるものではないと思っているので、将来的にはどちらのコーディネーターもそのように動いてもらえたら良いなとイメージしております。

○事務局 資料のページ番号69ページ、事業番号72の認知症の方の早期発見保護に向けた搜索体制の構築のところですが、まず新しい見守り体制のところでは、今年度より新たにおかえりサポートシールという事業を開始しています。こちらは、高齢者の方に二次元コードのついたシールを身につけていただくもので、発見した方がスマートフォンでそれを読み取ることで、個人情報をお明かすことなく登録されたご家族の方とのやり取りができるといった仕組みでございます。こちらを始めるにあたり、府中警察の方とも調整をさせていただいております。こちらを通じて警察も含めた見守りのネットワークの構築、充実の強化を図らせていただけたところでございます。また、その他の関連する取組として、ご家族の行方が分からなくなった時には、基本的には警察へ搜索願を出していただくのが非常に有効な手段となります。実際にいなくなった時に必要な情報が警察に伝えられるよう、あらかじめ情報を整理していただくためのシートというのも作成いたしまして、そちらもご活用いただけるようにしているところでございます。

○会長 ご意見ありがとうございます。他にございますか。

○委員 ケアマネジャーの支援という点で、主任ケアマネジャーさんを育てることで、普通のケアマネジャーが主任ケアマネジャーと相談できるような体制になって、根拠をもってプランを考えられる体制が作られてきているので、それが1つの支援であると思っています。あとは、外国人の方について、事業所にも中国人の方とドイツの方がいまして、やはり言葉の壁がとても大変な経験をしたことがあるというのを意見として述べさせていただきます。

質問は会議自体への質問になるのですが、委員が意見を述べた内容が、もうすでにできている第9期計画に反映されていくものなのか、それとも第9期計画の経過を見ながら次の計画にその意見を反映していくものなのかというところの大前提がまず知りたかったのが一つです。

また、時間がない場合、資料を読んで感じた意見は文章で提出することが可能かどうかについて、教えていただきたいです。

○事務局 まず、1点目について、第9期計画につきましては、すでに作成をされて公表されているものでございますので、こちらの計画そのものに内容に反映するということはございません。ただし、いただいたご意見についてはお話にもあったとおり、次の計画を作成するにあたって非常に重要な意見となると捉えているのと、第9期計画を推進するにあたって、より効果的な推進をしていくという観点で活用させていただきたいと考えています。

続いて2点目の意見を文章で出すことが可能かという点ですが、こちらは会議より前に、例えばメールか何かで意見を送っていただくということでしょうか。

○委員 それも含め、述べたい意見が10件くらいあったときに会議の時間が足りなくなってしまうかという心配ですね。

○事務局 承知いたしました。会議の中で発言しきれなかったご意見がある場合につきましては、随時メール等でいただければと考えております。その結果を議事録に反映することができるか等につきましては、運用の仕方を検討させていただきたいと考えております。

○会長 他にありませんか。それではないようですので、議事2は以上といたします。たくさんのお話ありがとうございました。

次に、議事3の「府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等について、資料4-1をご覧ください。初めに、1の趣旨につきましては、枠の中の記載にありますとおり、厚生労働省が発出した「地域包括支援センターの設置運営」に関する通知に基づき、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である地域包括支援センターの変更の承認について、本協議会に諮るものです。令和6年3月に開催した令和5年度の第6回協議会でもご報告をしておりますが、本市では、令和6年10月から、地域包括支援センターの担当地区の変更を予定しております。本市では、それぞれの世帯や個人が抱える福祉ニーズが多様化・複雑化していることから、様々な福祉課題に対して一体的な対応や、分野を超えた包括的な支援ができる体制の構築を進めるため、各福祉施策を推進するにあたっての基礎となっている「福祉エリア」を見直し、令和3年度から、文化センター圏域を基礎とした11エリアに再編しております。今回の変更は、これを踏まえて、すでに文化センター圏域で取り組んでいる地域福祉コーディネーターなどの他分野の活動や、わがまち支え合い協議会、自主防災連絡会、自治会等の住民活動との連携を強化するため、地域包括支援センターの担当地区も文化センター圏域を基礎としたエリアに変更するものです。

続いて、2の「変更内容」ですが、名称が地域包括支援センター緑苑から地域包括支援センター白糸台に変更となります。また、前述の圏域変更に伴い、新たに地域包括支援センター白糸台が担当する白糸台福祉圏域に設置する事業所の所在地は白糸台3-40-6となります。資料下部の地図に参考として位置を記載しています。

続いて、資料4-2をご覧ください。こちらは、参考資料として府中市地域包括支援センター担当地区等の変更について、位置図で事業所の所在地と担当地区を示したものです。地図の中央部分に白丸の8番として、緑苑を表示しております。10月から矢印の先の白糸台に事務所が移転するとともに、青い点線で示しております9月までの担当地区が、10月から赤い実線で示すエリアに変更となります。緑苑をはじめ、担当地区が変更となる地域包括支援センターにおける業務の引継ぎについては、現在、市と地域包括支援センターで定期的に機会を設け、円滑な引継ぎに向けた協議及び情報共有を実施しているところ

ろでございますが、担当地区の変更により、これまで地域包括支援センターをご利用いただいていた方や、これからご利用になる方に不利益が生じないようにするため、圏域変更後も、市として地域包括支援センターに対し、引継ぎ状況の確認や変更後に生じる課題に対するサポートの実施に努めてまいります。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様から何かご意見はありますでしょうか。

○委員 あくまで意見ですが、地域包括支援センターが市民のための相談窓口として開設していて、相談しやすい環境を作るということで進めている中、地域包括支援センターあさひ苑と地域包括支援センター白糸台がこの距離になって、もともと地域包括支援センター緑苑があった地域の人たちが遠くなってしまうという状況があるかと思います。

○会長 ありがとうございます。地域包括支援センター間で引き継ぎをやってくださっているところですので、今後また注視していきたいと思います。

他にはありませんか。それでは無いようですので、議事3は以上とします。

それでは、続いて議事4の令和6年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5をご覧ください。令和6年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況についてご説明いたします。まず、1の令和6年度介護保険料の当初賦課の状況につきましては、介護保険料納入通知書を7月10日の水曜日に発送いたしました。

(1)の発送件数は、65歳以上の第1号被保険者が対象で、特別徴収53,441件、普通徴収6,033件、合計59,474件となっております。(2)の賦課状況は、被保険者は前年度比426人、0.7%の増で、賦課額は、特別徴収38億1,592万8,200円、普通徴収4億2,734万3,400円、総額42億4,327万1,600円となっております。被保険者の増加、保険料段階及び、保険料率の見直しにより、前年度比1億1,241万9,400円、2.7%の増となっております。(3)の段階別賦課状況は、第1段階から、裏面の第18段階まで、記載の表のとおりです。なお、令和6年度から令和8年度までにおける介護保険料基準額となる、第5段階の保険料は、年額で7万1,900円となっております。

次に、2の負担割合証の状況についてご説明いたします。負担割合は、利用者本人と同一世帯にいる65歳以上の方の所得等によって決まります。負担割合証は、7月11日の木曜日に送付いたしました。1割負担者は、10,014人、2割負担者は、816人、3割負担者は、826人、合計11,656人となっております。それぞれの全体に対する割合は1割負担者が85.9%、2割負担者が7.0%、3割負担者が7.1%となっております。以上でございます。

○会長 ただいま事務局から説明がありました。内容につきまして、委員の皆様から何かご意見はありますでしょうか。

○委員 多分標準的な額だと思いますし、実際に市民の方と話をする限りでは、介護保険料で意見が出たという話は聞かないものなので、妥当な金額だと思います。

○会長 ありがとうございます。現場でそういうことは聞いてないという意見でした。ありがとうございます。他にご質問はありませんか。それではないようですので、議事4は以上といたします。

それでは最後に、議事5のその他について事務局から説明お願いいたします

○事務局 それでは、事務局から1点、次回の会議日程についてお知らせいたします。恐れ入りますが、資料2をご覧ください。次回、第3回協議会は、12月下旬で調整する予定です。日程が確定しましたら改めてお伝えいたします。また、内容としては、1つ目に、見える化システムによる評価、こちらは、本協議会で内容を検討していく第10期計画の策定を支援するために、厚生労働省が運営しております市町村の高齢者人口や介護保険サービスの利用実績などを入力することで各種集計・分析を行うことができる見える化システムというものがあり、そのシステムによる評価についてのご報告をいたします。

2つ目に、インセンティブ交付金等のご報告です。この交付金は、市町村や都道府県が高齢者の自立支援や重度化防止のための取組を推進する保険者機能強化推進交付金と、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるための介護保険保険者努力支援交付金の2つの交付金で成り立っておりまして、指標として定められた取り組みの達成状況に応じて交付金額が変動するものでございます。こちらの達成状況の結果についてご報告させていただきます。

3つ目に、令和5年度地域包括支援センターの収支決算報告、4つ目に、地域課題の把握について取り扱う予定です。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明があった内容について、ご意見やご質問がございますでしょうか。長時間会議で話し合ってまいりましたが、皆様ひとりひとりからご意見を聞かせていただきたいと思いますので、ご意見がありましたらお願いします。

○委員 民生委員の立場として、この会議に出席しているのですが、この会議が誰のためのものなのかなっていうのを、昨日つくづく思いまして、私は高齢者の代表としても聞くべきものだと思って聞いておりました。

○会長 市の計画を作っていくということで皆様から代表でご意見いただいています。今後も議論を深めていければと思います。

○副会長 皆様、大変な取組をいろいろされているなというように感じました。ぜひ市民の方に見てもらふ際に、○、◎や×といった評価がどういった理由でつけたのか、おそらく回数だけではなくいろんな声があると思うので、どんな声があったかっていうところを

ぜひ載せていただきたいなというふうに、希望としてお話させていただきます。

○会長 ありがとうございました。他に何かご意見ございますでしょうか。それではないようですので、第2回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。